

議案第65号

西脇市生涯学習まちづくりセンター条例を廃止する条例
の制定について

西脇市生涯学習まちづくりセンター条例を廃止する条例を次のように定める。

令和2年9月1日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

市庁舎等の移転新築に伴い、公共施設の総量適正化及び市の事務所機能の集約化を図るため、西脇市生涯学習まちづくりセンターの供用を廃止する。

西脇市生涯学習まちづくりセンター条例を廃止する条例

西脇市生涯学習まちづくりセンター条例（平成17年西脇市条例第24号）は、廃止する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。